

おひさまこども園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人 慈愛会 幼保連携型認定こども園

おひさまこども園

〒891-0111 鹿児島市小原町12番1号

TEL(099)269-2880 FAX(099)269-3253

園の概要

【経営主体】 社会福祉法人 慈愛会

【代表者】 理事長 今村 英仁

【施設種類】 幼保連携型認定こども園

【施設名】 おひさまこども園

【管理者】 園長 竹内 香代子

【所在地】 鹿児島市小原町12番1号

【電話番号】 099-269-2880

【F A X】 099-269-3253

【ホームページ】 <http://ohisama.jiaikai-k.or.jp>

【定員】 120名（2・3号） 3名（1号）

（子どもの区分ごと利用定員）

1号認定の子ども 3名 2号認定の子ども 60名

3号認定こども(満1歳以上)40名 3号認定こども(満1歳未満)20名

【入所対象児】 生後8週(産休明け)から小学校入学前

【保育時間】 保育標準時間 7:00～18:00（11時間）

保育短時間 8:30～16:30（8時間）

教育標準時間 8:30～13:30（5時間）

延長保育 18:00～19:00（1時間）

【休園日】 日曜、祝日、12/30～1/3(年末年始)、3/31(年度末)

上記に加えて1号認定は長期休暇

（春・夏・冬※鹿児島市の公立小学校に準ずる）

【施設状況】 敷地面積：1.734.73 m² 建築面積：456.40 m²

延床面積：816.43 m²

建物構造：鉄筋コンクリート造 地上2階建

- 【園の沿革】 1972(昭和47)年 4月 おひさま保育園 開園 (定員30名)
- 1973(昭和48)年 1月 社会福祉法人慈愛会設立 おひさま保育園を社会福祉法人に移管
- 1998(平成10)年 4月 新築移転 定員を45名に増員
- 延長保育・乳児保育・障害児保育開始
- 2001(平成13)年 4月 定員を 60 名に増員
- 2003(平成15)年 4月 定員を 80 名に増員
- 2014(平成26)年 4月 定員を110名に増員
- 2021(令和 3)年 4月 幼保連携型認定こども園へ移行
- 1号認定3名増員、2・3号定員10名増員

【職員について】

職 種	員数	職 務 内 容
園長	1	教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組み、一体的な管理運営を行う。
副園長	1	園長を補佐し、円滑な管理運営を行う。
主幹保育教諭	2	園長を補佐し園務を管理し、園児の教育・保育を行う。
保育教諭	25	教育課程及び保育課程に基づき、園児の教育・保育を行う。
栄養士	1	献立作成や求職全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行う。
調理員	3	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
事務員	1	園の運営管理に必要な事務処理、経理処理を行う。
施設係	1	園内の清掃・花壇や畑の手入れに従事する。

※職員数は、園児の人数・年齢により変動します。

※上記以外に、外部より嘱託医3名、体育遊び・リズム体操・英語遊び等の講師数名、学校心理士1名を迎えて運営しています。

【嘱託医について】

徳永クリニック(小児科)・・・徳永雅仁医師

黒木歯科医院(歯科)・・・ 黒木 清志 歯科医師

谷山病院薬剤師・・・・・・・ 馬場 貴子 薬剤師

園の理念

『共生と貢献』～慈愛の心を大切にしながら、子どもも大人も

自分らしく活動できる楽しいこども園～

※おひさまこども園は「生きる力」を身につけていきます。

1、施設の目的及び運営の方針

- 本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育・保育並びに3歳未満の保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長を図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とし、次に掲げる運営方針に基づき、教育・保育を提供します。
- 本園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提協の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営します。
- 本園は、『共生と貢献』を理念とし、こども園が子どもたちが出会う初めての社会としてとらえ、たくさんの人や環境との関りの中で「生きる力」を身につけるための乳幼児教育・保育を実践していきます。
- 本園は子どもの権利条約、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った教育・保育を基本とし、子どもの発達を保証する環境を整え、一人ひとりの発達に合わせ意欲を育てる教育・保育を行います。

2、提供する教育・保育の内容

教育保育方針(こんな保育の考えで)

～子どもの権利条約、保育所保育指針、幼稚園教育要領

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った教育・保育～

子どもの主体性を育てる保育

- ① 子どもの主体的な活動としての生活を保障する保育(生活をはぐくむ)

- ② 子どもの自発的な活動としての遊びを保障する保育(自立をはぐくむ)
- ③ 一人ひとりの特性に応じた保育(個性をはぐくむ)
- ④ 人とのかかわりを大切にされた保育(社会性をはぐくむ)

保育目標(こんな子どもになってほしくて)

「自分らしく 意欲的で 思いやりのある子ども」を育てる

- ① 自ら課題を見つけ、自ら考え行動する子ども (主体的に行動する子ども)
- ② やりたいことをやれる子ども (意欲的な子ども)
- ③ 自分を好きになれる子ども (自尊感情をもてる子ども)
- ④ 人の喜びを喜べる子ども (思いやりのある子ども)

保育方法(こんな方法をとっています)

環境(物的・人的)を通して子どもの発達を保障する保育「見守る保育」

- ・ たてわりでない異年齢児保育
- ・ 子ども主体の保育
- ・ ねらいに応じた選択性の保育
- ・ かかわりを大切にされた保育
- ・ チーム保育(職員集団)

食事について

- ・ 食事は「食べることを楽しみ、食事を楽しみあう子ども」に成長できるように、ランチルーム(食の空間)での食事を行っています。3歳以上児は食べられる量を楽しく食べられるようにセミバイキング式を取り入れています。
- ・ 献立の内容については、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
- ・ アレルギー食物の除去・解除につきましては、医師の「アレルギー除去食に関する診断書」の指示に基づいて実施します。

クラス名称

年 齢	名 称	クラスの名前に込めた思い
0 歳児	ぴっぴ	いろいろなところにアンテナを張り巡らせ、気づきの中で大きく成長していく。
1 歳児	てくてく	身の回りのすべてのことが冒険！どこまでも歩いて探索していく逞しい姿。
2 歳児	わくわく	今日は何して遊ぼうかな～？どんな遊びも活動もわくわく期待をもって楽しむ。
3 歳児	いきいき	自分の好きなこと、好きな友だちを見つけて、友だちとの関りの中でいきいきと楽しく過ごす。
4 歳児	のびのび	友だちとの関係が広がり、のびのびと安心して自分の世界を広げていく。
5 歳児	きらめき	一人ひとりの子どもが子ども集団の中で自分らしさを発揮し、自信をもって輝いていく。

一日の流れ

012歳児(ぴっぴ・てく・わく)		345歳児(いき・のび・きら)	
7:00	開園・順次登園 自由あそび	7:00	開園・順次登園 自由あそび
9:30 までに登園してください。(遅刻・欠席の連絡は 9:00 までをお願いします。)			
9:30	おやつ・お集まり 課題保育	9:30	お集まり 課題保育
11:00	昼食・お昼寝	11:30	昼食(セミバイキング)・お昼寝
15:00	おやつ・お集まり 自由あそび	15:00	おやつ・お集まり 自由あそび
16:30	短時間保育終了・随時降園	16:30	短時間保育終了・随時降園
18:00	延長保育	18:00	延長保育
19:00	閉園	19:00	閉園

園のルール

【教育・保育時間について】

★保育標準時間	7:00～18:00(11時間)
★保育短時間	8:30～16:30(8時間)
★教育標準時間	8:30～13:30(5時間)
★延長保育	18:00～19:00(1時間)

- 休園日は、日曜日、祝祭日、年末年始(12月30日から1月3日まで)、年度末(3月31日)となりますが、災害や感染症等の状況により臨時休園する場合がありますのでご了承ください。
- 卒園式などの行事や行事前、職員の研修等で「ご協力保育の日(ご家庭での保育)」をお願いする日がありますので、ご協力ください。
- 土曜日の保育が必要とされる方は、前月28日までに「土曜保育利用予定表」をご提出ください。休み予定で当日保育が必要になった場合は、当日朝に事務所前でご記入の上ご提出ください。
- 育児休暇、求職中の方は、短時間保育認定となります。また、お仕事を辞められた時や妊娠・出産、育児休暇に入られる時は支給認定の変更届の提出が必要になりますので、事務所までお知らせください。

【延長保育について】

- 延長保育は、お仕事の関係等で保育を必要とされる方のみが対象となります。 0歳児については、離乳食が始まってからとなりますので、別途ご相談ください。
- 延長保育を希望される方は申込時・また年度始めに延長保育申込書(別紙1)に就労証明書を添えて提出してください。
- 登園時にその日の延長保育の利用が分かっている場合は、「登降園時間記入簿」の「延長保育欄」に「○」印をお願いします。急遽必要になった場合は17:30までにご連絡をお願いします。連絡がなくて18:00までにお迎えがなかった場合も延長保育とみなします。(玄関でのQRコードリーダーでの打刻が18:00を超過したら延長保育となります)
- 延長保育の料金は次のとおりです。(通常保育時間認定の方)
 - ・(単発)18:00～18:59(59秒)～300円
 - ・(月極)18:00～18:29(59秒)～2000円18:30を過ぎた日は、1回につき100円の加算になります。

※閉園時間は19:00なので、必ずその前にお迎えをお願いいたします。万が一19:00を過ぎましたら19:00で300円追加となります。

【保育短時間認定の方の延長保育について】

●保育短時間の認定(8:30~16:30)の方、前後の時間帯に保育を利用された場合、延長保育料として30分毎に100円となります。

(7:00~7:29、7:30~7:59、8:00~8:29、16:30~16:59、17:00~17:29、17:30~17:59)

●18:00以降の延長保育については上記の取扱いと同様です。

【保護者の負担について】

(1)保育に係る利用者負担(保育料)

保育料(利用者負担額)は、鹿児島市が定める基本保育料をお支払いいただきます。保育料の金額については、鹿児島市にご確認ください。保育料は指定の金融機関から口座引き落としにて納入していただきます。

(引き落とし日は、毎月20日です) ※3歳以上児の保育料は無償になります。

(2)保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

○特定教育費(1・2号)	毎月 1,000円
特定教育費(3号)	毎月 500円
○体操服(3歳児以上児希望者)	上 1,420円 下 1,420円
シーツ(3歳児以上児希望者)	2,650円
○カラー帽子(全園児)	850円
○給食費	<u>1号(月~金) 3,780円</u>
	<u>2号(月~土) 4,500円</u> (※国の基準において一部世帯は無償)

※2号の方が(月~金)の給食費で申し込みをし、出席した土曜日分を1日180円の追加で支払う方法でも構いません。

○災害共済掛金(全園児) 240円

○その他、必要に応じてその都度文書等でお知らせの上、口座引き落としとなります。

※ 延長保育料や給食費、園児が個別に使用する物品および教材、当園が提供する教育・保育に必要な費用については、毎月とりまとめてお知らせし、口座引き落としにて納入していただきます。

【利用の開始及び終了について】

1. 本園は、市町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた1号子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じます。
 - (1) 利用定員に空きがない場合
 - (2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
 - (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全なりように支障を及ぼす恐れがある場合
2. 1号子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定します。
 - (1) 園の教育・保育に関する理念や基本方針に基づき選考します。
 - (2) 兄弟姉妹が在園している子どもは、優先して入園させます。
3. 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示します。ただし、保育時間の認定を受けた子どもについては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定されます。
4. 支援法第19条第1項第2号の子ども(以下「2号子ども」という。)及び支援法第19条第1項3号の子ども(以下「3号子ども」という。)については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じます。
5. 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとします。
6. 転園、退園又は休園しようとする1号子どもは、保護者が理由を記して園長に申し出て頂きます。
7. 本園の利用2号子ども及び3号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとします。
 - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
 - (2) 保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき。(退園希望日の1週間前までに「退園届」を提出してください。)
 - (3) 市町村が本園の利用の継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

【お休みについて】

- 乳幼児にとって子ども集団の中での遊びや生活は、健やかな発達を促す上で大切な経験となりこども園での環境はとても大切です。けれど、そのためには親との愛着形成が基盤となり子どもの情緒が安定することで、集団生活の場で友だちとの関わりも充実し、個性に応じた子どもらしい発達を遂げることができます。

子育ての主役は保護者の皆さんです。そして、乳幼児期は瞬く間に過ぎていきます。0歳から6歳までは特に、親と過ごす時間をたくさん用意してあげることが大切です。小学校は土曜日の休みがあり、週休二日制の職場も多くあります。同様に乳幼児期の子どもにとっても休日が必要です。保護者がお休みの日や時間は可能な限り子どもと一緒に過ごして頂きたいと考えます。ご家庭で親子で過ごす穏やかな時間と、友だちや保育者と過ごす楽しい時間が、子どもの発達によい環境として相互に高めていければと思っております。

園での生活について

【登園について】

- ① 登園は、午前 7 時から午前 9 時 30 分までをお願いします。
(7:00～8:00 は早朝保育のため、全園児とも 1 階保育室で受け入れています)
 - ② 登園時は IC カードを玄関のカードリーダーに必ず読み取らせてください。(カードを忘れた場合は手作業でお願いします)延長保育料の計算の読み取りや在園中の人数把握などに必要です。
 - ③ 事故防止のため必ず保護者がお子さんを保育士に預けてください。その際、お子さんに何か変わったことや異常がある場合は必ずお知らせください。
 - ④ 登園が遅れる場合や欠席の時は 9 時までにゴドモンにてお知らせください。
 - ⑤ 登園後は各クラス所定の場所で検温後、所定の用紙に健康状態や登降園時間を記入し、指定の場所に連絡帳をお入れください。また、ぴっぴ・てくてく・わくわく組(0・1・2歳児)は、指定の場所に衣服や下着・おむつなどを入れてください。
- ※ 健康チェック表(夏期はプールチェック併用)の登降園時間の記入は、緊急時の人数把握にも使用しますので必ず記入してください。
- ⑥ 保護者の方が仕事がお休みで登園される場合は、緊急連絡先を必ずお知らせください。

【お迎えについて】

- ① 保護者以外の方(祖父母や親戚の方でも)がお迎えにみえるときは、あらかじめその方のお名前とご関係をお知らせください。お知らせのない場合は確認の連絡をさせていただきます。
- ② お迎え時にはお迎え時間を所定の用紙に記入し、必ず個人用メッシュケース・棚の確認をして、連絡帳やお手紙等をお持ち帰りください。
- ③ 子どもたちは、5 時 50 分になりましたら延長保育の準備のために 1 階ホールに移動します。

【登園・降園時の門扉の開閉や駐車について】

- ① 園舎前のフェンスの門は防犯のための電磁錠になっていますが、登降園時間の 7 時～9 時半、17 時～18 時は解除します。それ以外の時間の出入りの時はインターフォンを鳴らしてください。
- ② 門を開けた後はきちんと閉めてください。上の部分の施錠もしてください。

- ③ 駐車場では、必ずエンジンを止めてください。また、車を離れるときは盗難防止のために必ず鍵をかけてください。
- ④ こども園への出入りの際の安全のために、また、駐車場内での接触事故などのトラブル防止のために、保育園正面駐車場のフェンスの門の前(黄色斜線あり)には、駐車をしないようにお願いします。駐車場はお互いにマナーを守って気持ちよく使ってください。駐車場でトラブルが生じた場合は当事者の方々での円満な解決をお願いします。

【変更届について】

- ① 病気、ケガ、火事、台風など緊急時に連絡ができるように、保護者の連絡先(電話番号)を必ず届けてください。変更された場合はその都度お知らせください。また、勤務先や住所の変更も必ずお知らせください。(変更届の提出書類があります)
- ② お仕事をやめられた場合は就労→求職の変更届が必要ですので、必ずお知らせください。
また、仕事がお決まりになりましたら、求職→就労の変更届の提出が必要です。
- ③ 就労から妊娠・出産⇒育児休暇⇒就労と、その都度、支給認定の変更届が必要になりますので、事務所までお知らせください。
(※育児休暇中と求職中は短時間保育の認定となります)

【病気について】

- ① 既往症のあるお子さんは、前もってお知らせください。
- ② 園で 38.0℃以上ある場合や、熱がなくても全身の健康状態が悪い場合はお子様の状況や症状を保護者の方に連絡しますのでご了承ください。
- ③ 病気のときは早めに医師の診察を受け、完全に治るまではご家庭で過ごしましょう。前夜まで発熱があり今朝初めて解熱した場合は、以下のことが予想されるため登園を控えることが望ましいです。
- (1)登園後、再び発熱する可能性が高い。
 - (2)解熱直後は免疫力も低下しており新たな感染症に罹患しやすい。
 - (3)体調の回復が不十分
 - (4)他児への感染の可能性が高い。
- ④ 感染症(伝染病)にかかったときはお休みください。厚生労働省の「保育所における感染症ガイドライン」における主な伝染病の種類と出席停止の期間の基準は最終ページのとおりです。

◎ 特に、インフルエンザ・流行性耳下腺炎・水痘・咽頭結膜熱・溶連菌感染症・伝染性紅斑・手足口病・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染・ウィルス性胃腸炎の感染がひろがりやすいです。

◎ 原則的な基準であり症状により異なりますので、治癒後の登園については医師とよくご相談のうえ、登園許可証明書(別紙 2)を必ずご提出ください。

⑤ 予防接種について

こども園は集団生活であるため感染症にかかることが多くなります。予防接種は必ず受けてください。(副作用や体調の変化もあるため、接種後の登園はお控えください)

⑥ ご家族の方がインフルエンザに罹った場合は、その旨を保育士にお知らせ頂き、マスク着用で登園下さい。(必ず朝に検温し、37 度以下、風邪症状がないことをご確認の上での登園をお願いします)

【薬の服用について】

お子さんの薬は本来、保護者の方に飲ませて頂くことが原則ですが、当園におきましてはやむを得ない保護者の依頼に基づいて、ある一定の条件を満たした場合のみ、当園の担当者が保護者になって与えることができます。(この条件とは万全を期するため「与薬連絡票」(別紙 3)に必要事項を記載していただき、薬(1 回分)に添付して保育士に手渡ししていただきます。薬の成分表も必要です。)

このことを保護者の方にもご納得のうえで、医師の承認のもとでご依頼ください。

① 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時までこども園に在園していることと、こども園では原則として薬の使用ができないため朝夕夜の服用にできないか尋ねてみてください。どうしても昼の服用が必要で与薬連絡票への記載をお願いされる場合は「与薬連絡票への記載についてのお願い」(別紙3の下部)を示し主治医に提出してください。

② 保育士に直接手渡されない場合は、与薬できません。

③ 薬は、お子さんを診察した医師が処方した調剤のもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、(保護者の個人的な判断で持参した薬・市販の薬はお断りします。)

④ シロップ状の薬については、1 回分の分量を別容器に入れてお持ちください。

【健康について】

① 特に新入園児のお子さんは生活環境の変化で、精神的に大変疲れます。登園前と降園の時お子さんの様子はしっかり観察しましょう。

② 当園嘱託医により健康診断(年 2 回)・歯科検診(年 1 回)を実施します。お子さんの健康について相談のある方は、ご遠慮なくお申し出ください。(実施日は事前にお知らせいたします)

- ③ 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置(除去食等)については、保育所保育指針(厚生労働省)によって、お子さんの主治医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。除去食については医師の判断が必要です。
- ④ こども園でケガなどの異常が生じた場合は保護者の方に連絡し、承認をいただいてから当園の指定病院(別紙4)に連れていきます。
- ⑤ 0～3歳くらいまでの間は子どもたちの成長過程の中で、友だちと関わりたい気持ちと上手く言葉に表せない思いが重なって噛みつきやひっかきなどのトラブルが起こることがあります。子ども同士の関わりを大事にしながら怪我には十分に気をつけていきます。
- ⑥ 子どもたちは成長するに従って活動範囲も広がり、また周りへの興味や好奇心も出てきます。必然的に怪我をする可能性も高くなりますが、怪我をおそれるあまりにこういった探索活動を制止すると、正常な発達を抑制してしまう結果につながります。命に関わる、または後遺症が残るような危険がないように安全には十分配慮しながら、子どもにはたくさんの経験を積んでほしいと願います。

【食事について】

- ① 食事は「食べることを楽しみ、食事を楽しみあう子ども」に成長できるように、ランチルーム(食べる空間)での食事を行っています。3歳以上児は食べられる量を楽しく食べられるようにセミバイキング式を取り入れています。また、味・色どり季節等を配慮して献立を作成し、おいしい給食を作ることに努力しています。毎日の給食をサンプルケースに掲示してありますのでごらんください。
- ② 3歳未満児は完全給食です。3歳以上児は昼食の際の主食は、ご飯をお弁当箱に入れて持たせてください。(うめぼし、ごまのみ可)
- ③ 偏食・食物アレルギー(アトピー)のあるお子さんは、お知らせください。なお、除去食については医師の診断が必要です。除去食が必要な場合、また、除去食が必要でなくなった場合は「除去食についての依頼書」(別紙5)を提出してください。また、じんましんなどの病気で一時的に食べられないものがある場合も提出をお願いします。
- ④ 月に1回程度「愛情弁当」の日があります。(年間行事予定表に記載)

【持ってきていただく物について】

※ それぞれのクラス別に別紙プリントでお知らせします。

※ すべての持ち物には、はっきりと名前を書きましょう。

【外部講師での保育】

毎月外部講師での保育を次のとおり行っております。

- ・体育遊び 毎週 1 回 (3 歳以上児)
- ・英語遊び 毎月 1 回 (3 歳以上児)

【絵本の貸し出しについて】

お子さんのそれぞれの年齢に応じた絵本を絵本コーナーや各保育室にそろえてあります。貸し出しも行っていきますので、貸出日にご利用ください。(貸し出しノート有り)

※貸出日 毎週金曜日 一人 2 冊まで

【ご家庭との連携】

- 月に一度、園だより、クラスだより、食育だより等配布します。また、行事についてのお知らせやお願い、また園からの連絡事項を必要に応じて配布します。園からの文書はよくお読み頂き必ずご確認ください。
- 提出日の期日は守ってくださるようお願いいたします。
- 各クラス(チーム)より、一日の子どもの活動の様子を「一日のお知らせ」のボードに掲示しています。また、全体へのお知らせ等は掲示板やホワイトボードに掲示することがありますので、毎日必ず確認をお願いします。
- 4 月～5 月に保護者懇談会を開催しますので、是非ご参加ください。
- 012歳児の「れんらくノート」は、食事や睡眠など一日の生活を把握し、ご家庭との連携を取りながら保育をするために大切です。ご家庭の様子や育児の相談など、お気軽に記入していただき毎日お持ちください。複写式になっており、1 枚は園で保管します。また、園からの記入については、早退や行事等で時間がとれず、未記入になる場合がありますので、ご了承ください。
- 345 歳児は出席ノート(シール帳)を毎朝親子で貼って頂きますが、連絡等が文書で必要な場合はフリーのページにご記入いただき、保育士に手渡して下さるようお願いいたします。
- 誕生月には一日保育士参加へのご案内を出します。ご参加して下さる場合は、保育士として自分のお子さんやクラスの子どもたちとたくさん関わっていただき、楽しい一日をお過ごしください。(写真撮影はご遠慮ください)
- 園と保護者の皆さんとの共通理解のもと、よりよい保育を行い、お子さんの成長を喜びあえるように毎年 4 月～5 月に保護者懇談会を行い、園の保育についての考え方や保育士の思いを保育の様子をビデオで見ながら伝えさせていただいています。また、個人面談を行い、保護者の方と保育士が子どもの育ちを語り合う時間を設けています。
- 子どもたち一人ひとりの発達を把握し個別の対応をとるため、園では「みまもりんぐ」というソフトを導入し、5 領域にわたる一人ひとりの個別の発達チェックを行っています。面談の際に保育カルテをお渡ししますので、お子さんの成長についてご家庭での会話にお役立てください。

【子どもの発達について】

子どもにはそれぞれの発達の速さ、特性があります。これはその子どもの個性ともいえます。本園では子ども一人ひとりの発達の特性を把握し、その子にあった援助・環境の保証ができるように努めており、その子の長所として伸ばせるような保育を心がけております。より専門的な視点でのアドバイスを受けられるよう、東京都八王子市のNPO 法人 CE センター代表であるスクールサイコロジスト(学校心理士)の野田弘一先生に年 2 回来園していただき、子どもの観察や職員への対応におけるアドバイス、園内研修等を行っていただいています。保護者の方への発達相談も行っていますので、お子さんの発達や生活習慣等について気になる点や心配されている点などありましたらいつでもお気軽にご相談ください。(野田先生への相談に繋げることもできます)

なお、日々の保育の中で個別対応が必要である、家庭での協力が不可欠である等のご連絡を園から個別に行うこともあります。これはあくまでも、その子どもにとって一番良い方法を一緒に考えてすすめていくためです。ご理解をいただき、子どもにとって一番良い方法を一緒に考えていけたらと思います。

【緊急時における対応方法及び非常災害対策】

本園においては、園児の安全の確保を図るため、鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準に関する条例第 21 条及び認定こども園法第 27 条において準用する学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 27 条の規定により学校安全計画等を策定し実施するとともに、同法第 29 条第 1 項の規定により危険等発生時対処要領を作成し、非常災害に備える為、毎月 1 回避難訓練及び消火に対する訓練を行っています。

また、本園は、認定こども園法第 27 条において準用する学校保健安全法及び条例の規定に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図ります。

万が一の緊急事態に備えての緊急避難先は次のように指定しています。

- ・第一避難所 おひさまこども園(保育室・園庭)
- ・第二避難所 愛と結の街 (火事・地震等)
- ・第三避難所 宇宿第二公園 (津波)
- ・第四避難所 鹿児島大学病院桜ヶ丘キャンパス(大震災)

非常災害が起こった場合、基本的には園で保護者のお迎えを待ちますが、状況によっては上記の避難先に避難します。状況は一斉送信メール(ゴドモン)でお知らせしますので、必ず登録をお願いします。

○園児引き渡し時には、園児名・日時・引き渡し場所・お迎えに来られた方の続柄等、一緒に確認します。

●脇田分遣隊 (099-251-0119)

●南警察署 (099-269-0110)

●谷山中央交番 (099-268-5173)

【要望・相談の受付】

当こども園ではご意見・ご要望に適切に対応する体制を整えております。詳細については(別紙 6)をご覧ください。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主幹保育教諭 中川美恵子 ・苦情解決責任者 園長 竹内香代子 ・電話番号 099-269-2880 ・FAX 099-269-3253 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	中村 給 090-7399-6943(小原町民生委員) 原田 真弓 099-269-6811(しらゆきこども園園長)

【虐待の防止のための措置に関する事項】

職員による園児への虐待防止のため、また虐待の周知の為以下の措置を講じています。

- ① 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施 ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

【保険に関する事項】

加入保険の種類	加入保険の内容
施設賠償	対人…1名 100百万円、1事故 1,000百万円 対物…1事故 50百万円
生産物賠償	対人…1名 50百万円、1事故 100百万円 対物…1事故 50百万円、不良完成品損害…1事故 15百万円
施設入場者の	死亡保険金…1千万円 入院給付金(1日あたり)…8,000円

傷害保険	通院給付金(1日あたり)…5,000円
災害共済 (日本スポーツ振興センター)	死亡見舞金…2,800万円～1,400万円 障害見舞金…3,770万円～82万円 疾病・負傷…医療保険並の療育の額の4/10

※ 本園では安心して園生活が送れるように「災害共済給付制度」に加入しています。

全園児に加入して頂いていますのでよろしくお祈りします。

- ・ **保護者負担額 240円**
- ・ 保育中(登降園中も含む)における、園児の負傷〔骨折、打撲、やけどなど〕、疾病〔異物の嚥下、漆等による皮膚炎等〕に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象。

【守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項】

- ① 児童票に記載事項の個人情報の利用の目的は以下のとおりです。
 - ・園児の保育に関する業務 ・園児の健康状態の把握
 - ・在園児管理に関する業務 ・卒園児の確認に関する業務
- ② こども園の園だより・ホームページ・日々の記録等に子どもや保護者の写真の掲載をする場合は保護者の承諾を得たうえで行います。(別紙7)
- ③ 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保険料の金額の情報は、給付義務に必要な範囲に限っての利用となります。
- ④ 鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の中の第28条(秘密保持等)により取り扱いについては保護者の同意書が必要なので、**個人情報使用同意書**についても提出をお願いいたします。

【1号認定に関わる内容・利用料について】

●各種預かり保育や延長保育は、保護者の就労等により保育を必要とする場合にご利用いただけます。

教育・保育を提供する日	月曜日から金曜日まで	
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日・お盆(8/12～15) 年末年始(12/30～1/3)・年度末 (3/31) 長期休暇:鹿児島市の公立小学校に準ずる 夏季休園 (7/21～8/31) 冬季休園 (12/23～1/8) 春季休園 (3/24～4/8)	
1号認定 教育標準時間(5時間)	8:30～13:30	市町村が定めた月額保育料 (無償)
給食費(副食費)	月曜日～金曜日	月額 3,780円
	土曜日	日額 180円
預かり保育料	月曜日～金曜日	日額 450円
	土曜日・長期休暇	30分 100円
延長保育料	18:00～19:00	1日 300円

【そのほか】

◎ 保育の質の向上のために、職員は年間を通して各種研修に参加するほか、定期的に職員会議や園内研修を行い、よりよい保育の実現を目指しています。園内研修や他園との合同研修等でご協力保育をお願いする日がありますが、できるかぎりご協力をお願いします。

◎各教育機関からの依頼により、実習や職場体験の学生、見学者を受け入れています。

◎当園の施設および敷地内はすべて禁煙です。

◎日常の保育中、また送迎時においてお子さんの写真撮影はお控えください。

◎携帯電話の使用は周りの迷惑にならなようご配慮ください。

◎利用者による園内での政治活動、宗教活動、営利活動はご遠慮ください。

「子どもの権利条約」をご存じですか？

これは、1924年に、第一次世界大戦で多くの子どもたちが犠牲になった反省から、「これからは、子どもにとって最善のもの(平和)を与えよう」と、国際連盟で申し合わせた条約です。

日本の批准は1994年に世界で158番目ととても遅く、このことから、いかに日本という国がそれまで子どもを「ひとりの人間」として認めていなかったかが窺われます。

「子どもの権利条約」の周知は、日本ではまだまだ遅れていて、ご存じない方の方が多いのではないのでしょうか？

この権利条約、子どもの発達においても、また、子どもが幸せを感じられるためにも、とても重要な条約です。

条約の中で、子どもの権利に関するものを抜粋して簡単に掲載していますので、ぜひご覧になってください。

第1条 18歳になっていない人を子どもとします

第2条 すべての子どもは、平等にこの条約にある権利を持っています

第3条 子どもに関係のある事を行う時は、子どもにとって最もよい事を行わなければいけません

第4条 国はこの条約に書かれた権利を守るためにできる限りのことを行わなければなりません

第5条 保護者は、子どもの発達に応じて適切な指導をしなければなりません

第6条 すべての子どもは生きる権利と育つ権利をもっています

第7条 すべての子どもは、名前・国籍を持ち、親を知り、親に育ててもらう権利を持っています

第8条 国は、子どもの名前・国籍・家族関係をむやみに奪われないよう守らなければなりません

第9条 子どもにとって良くない場合を除き、子どもは親と引き離されない権利を持っています

第10条 国は、子どもが離れ離れになっている家族と会える権利を保障しなければなりません

第11条 子どもは、むりやりよその国へ連れ去られない権利を持っています

第12条 子どもは、自分の意見を表す権利を持っています

第13条 子どもは他者に迷惑をかけない限り、自由な方法で情報や考えを伝えたり知る権利を持っています

第14条 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利を持っています

第15条 子どもは他人に迷惑をかけない限り、結集・集会の自由の権利を持っています

第16条 子どもはプライバシーや名誉を守られる権利を持っています

第17条 国は、子どもの成長に役立つ情報以外のよくない情報から子どもを守らなければなりません

第18条 子どもの養育は、まず親に責任があります

- 第19条 国は、子どもを虐待や放任から保護しなければなりません
- 第20条 国は、家族を奪われた子どもの保護をしなければなりません
- 第21条 国は、子どもにとって最も良いことを考え、しっかり調査したうえで養子縁組を認めることができます
- 第22条 よそに逃げざるを得ない難民の子どもは、その国に守られ援助を受けることができます
- 第23条 子どもは、どのようなしょうがいがあっても、個性や誇りを傷つけられずに教育などを受ける権利があります
- 第24条 国は、子どもがいつでも健康で、医療を受けられる権利を守らなければいけません
- 第25条 子どもが病院などの施設に入っている場合、その治療がその子にとって最善でなければいけません
- 第26条 子どもは、社会保障を受ける権利を持っています
- 第27条 国の協力のもと親が第一の責任者となり子どもの生活水準の確保をしなければなりません
- 第28条 子どもは、人間として大切にされる考えを基礎にした教育を受ける権利を持っています
- 第29条 教育は、子どもが自分の持っているところをどんどん伸ばしていくためのものです
- 第30条 少数民族・先住民の子どもは、その民族の文化・宗教・言葉をもつ権利があります
- 第31条 子どもは、休息を取り、文化的・芸術的な余暇を過ごす権利を持っています
- 第32条 子どもは、経済的な搾取から保護され、有害となる恐れのある労働への従事から保護される権利を持っています
- 第33条 子どもは、麻薬・覚せい剤などから保護される権利をもっています
- 第34条 子どもは性的搾取から保護される権利を持っています
- 第35条 子どもは誘拐や売買から保護される権利を持っています
- 第36条 子どもはあらゆる搾取から保護される権利を持っています
- 第37条 子どもに対して拷問したり、死刑にしたりすることは禁じられています
- 第38条 国は、戦争から子どもを保護しなければなりません
- 第39条 国は、戦争や放置などで犠牲になった子どもを守らなければなりません
- 第40条 国は、罪を犯した子どもが健全な社会復帰を果たせるようになることを考えなければなりません